

糸魚川市

立地適正化計画

平成31年3月

糸魚川市

目 次

序 章 立地適正化計画とは

- 1 将来のまちの姿（イメージ） 序－ 1
- 2 立地適正化計画とは 序－ 2
- 3 立地適正化計画の位置付け 序－ 3
- 4 立地適正化計画の計画期間 序－ 5
- 5 上位・関連計画 序－ 6

第1章 糸魚川市の現状及び課題

- 1 都市の概況 1－ 1
- 2 現状把握 1－ 5
- 3 本計画で取り組むべき課題の絞り込み 1－33
- 4 本計画で取り組むべき課題の検証 1－34

第2章 立地適正化計画の基本方針

- 1 立地適正化計画におけるまちづくりの方針 2－ 1
- 2 立地適正化計画の基本方針 2－ 2
- 3 立地適正化計画区域の設定 2－ 3

第3章 誘導施設の設定

- 1 誘導施設の設定 3－ 1

第4章 誘導区域の設定

- 1 誘導区域の設定 4－ 1

第5章 誘導施策の設定

- 1 都市機能誘導施策の設定 5－ 1
- 2 居住誘導施策の設定 5－ 4

第6章 誘導区域外・誘導施設の届出制度

- 1 誘導区域外・誘導施設の届出制度 6－ 1

第7章 目標値の設定

- 1 若者・子育て世代の人口に関する目標 7－ 1
- 2 人口密度に関する目標 7－ 3
- 3 公共交通利用に関する目標 7－ 4

第8章 期待される効果

- 1 目標達成による効果 8- 1

第9章 施策の達成状況の評価方法

- 1 計画の評価と見直し 9- 1

[参考]

- 1 用語の解説 参- 1

本文中の※印がついている語句については、[参考]1用語の解説を参照下さい。

序章 立地適正化計画とは

1 将来のまちの姿（イメージ）

各種関連計画と連携を図りながら、立地適正化計画に基づき計画的なまちづくりを進め、将来、このようなまちの姿（イメージ）の実現を目指します。



快適な居住環境の中で、若者・子育て世代をはじめとするあらゆる世代が暮らしています。



まちなかには、図書館や子育て支援施設などの様々な施設が集まり、便利な生活を送っています。



空き家が有効活用され、まちなかににぎわいが生まれています。



鉄道・バスによる公共交通ネットワークが充実し、通勤・通学・買い物等、色々な所へのアクセスが便利になっています。

序 章 立地適正化計画とは

2 立地適正化計画とは

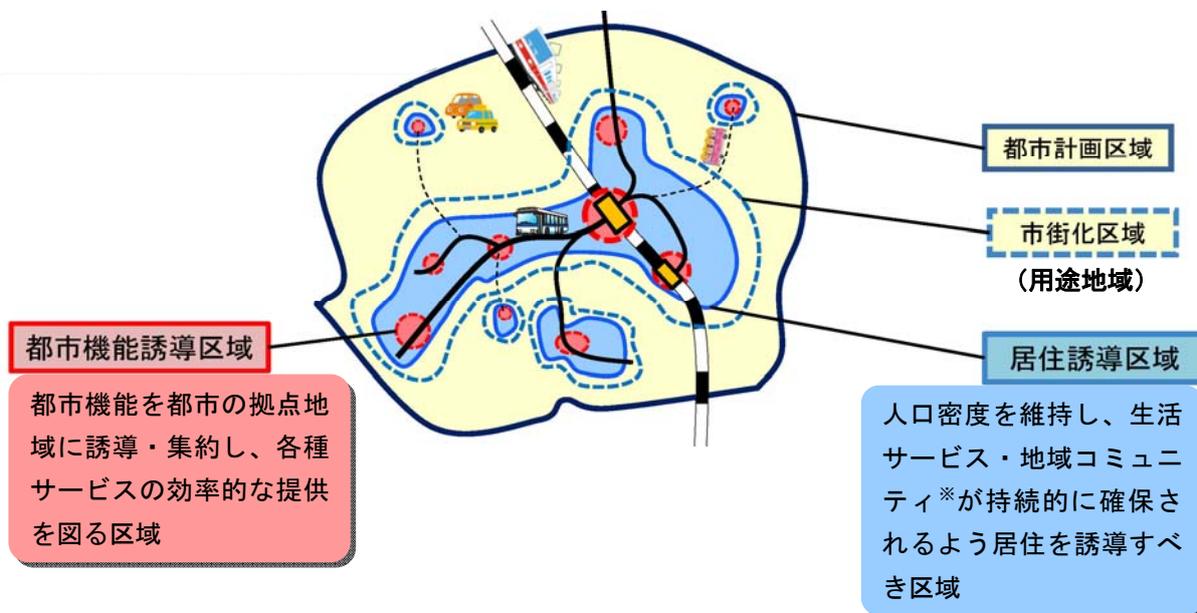
わが国では、今後加速度的に人口減少が進むなか、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉・商業等の生活サービスの提供や、持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題となっています。

こうした背景を踏まえ、国はコンパクトな都市構造の形成に取り組むため、平成 26 年に都市再生特別措置法（以下、法という。）を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。

立地適正化計画は、都市全体の観点から居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能^{*}の配置、公共交通の確保等、様々なまちづくりを進めていくための包括的なマスタープランです。

本市においても、地域社会の維持や労働力の減少、地域経済の衰退等、様々な影響が懸念されています。

本市ならではの都市構造を将来的に維持し、これを支えるネットワークを構築することで、地域の持続と自立を可能とするために、糸魚川市立地適正化計画を策定します。



資料：立地適正化計画作成の手引き（平成 30 年 4 月 25 日改訂） 注：区域の概要説明を加筆

図 立地適正化計画のイメージ

3 立地適正化計画の位置付け

立地適正化計画は、市町村の総合計画や都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるように配慮されたものでなければなりません。(法第81条第12・13項)

立地適正化計画の記載事項は以下のとおりです。法定事項が記載された立地適正化計画が法定の手続きにより公表されたときは、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。(法第82条)

なお、市町村は都市機能誘導区域と誘導施設等（うち、市町村及び特定非営利活動法人等が実施するもの）を記載した立地適正化計画を国土交通大臣に提出することにより、都市再生整備計画（法第47条第1項）の提出があったものとみなされます。

表. 立地適正化計画の記載事項

<p>記載することとされている項目 (法第81条第2項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針 ◆居住誘導区域 ◆居住誘導区域に居住を誘導するための市町村の施策 ◆都市機能誘導区域 ◆都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき都市機能増進施設 ◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を誘導するための市町村の施策 ◆都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業等
<p>上記以外に記載できる項目 (法第81条第3～11項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇都市機能誘導区域に都市機能増進施設の立地を図るために必要な事業で、市町村以外の者が実施する事業（あらかじめ実施者の同意が必要） ◇駐車場配置適正化区域（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要） ◇路外駐車場配置等基準（あらかじめ都道府県公安委員会に協議が必要） ◇集約駐車施設の位置及び規模（あらかじめ都道府県公安委員会及び都道府県知事に協議が必要） ◇立地誘導促進施設に関する事項 ◇低未利用土地利用等指針 ◇低未利用土地権利設定等促進事業 ◇跡地等管理区域 ◇跡地等管理指針

序 章 立地適正化計画とは

立地適正化計画については、以下のとおり新潟県が策定する「糸魚川都市計画区域マスタープラン」、本市が策定する「第2次糸魚川市総合計画」などに即するとともに、各分野の計画と連携した計画として位置づけます。

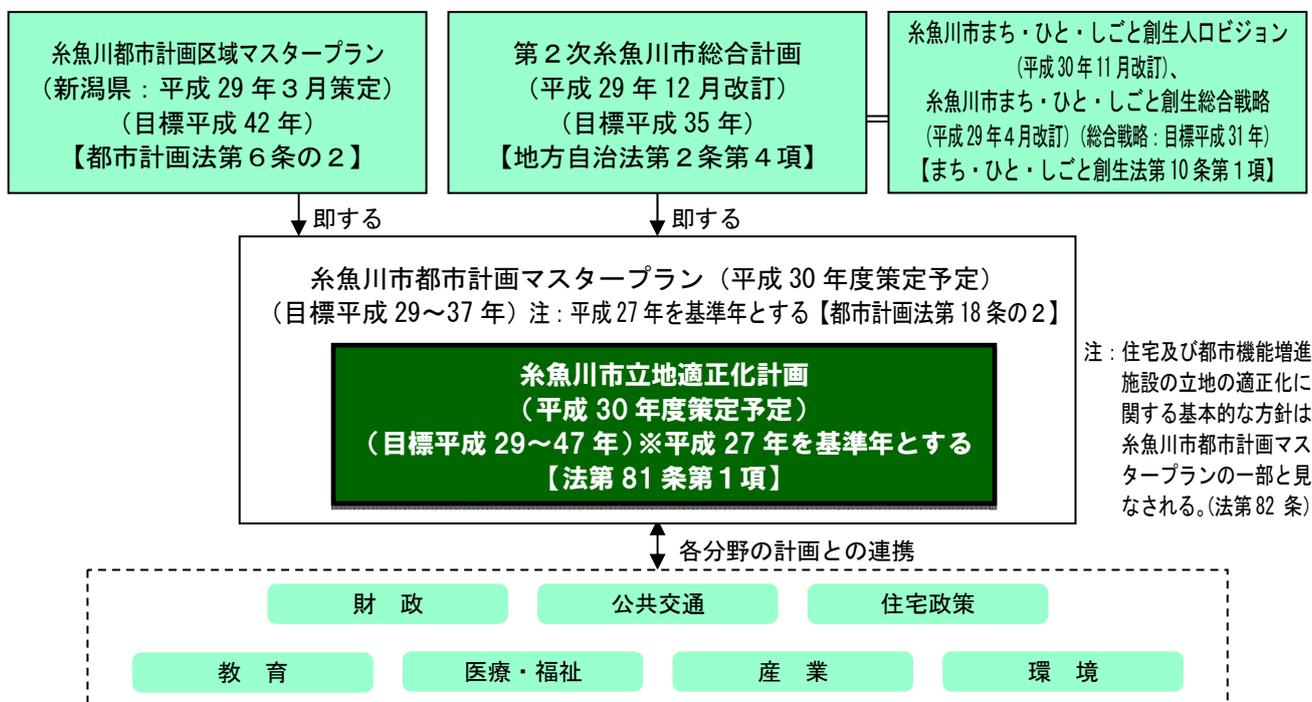


図 糸魚川市立地適正化計画の位置付け

4 立地適正化計画の計画期間

都市計画運用指針*では、立地適正化計画について、「一つの将来像として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられるが、あわせてその先の将来も考慮することが必要である。」とされています。

また、「必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。」としています。(第8版都市計画運用指針、国土交通省)

都市計画運用指針の考え方を踏まえ、糸魚川市立地適正化計画の計画期間は、おおむね 20 年後の平成 47 年を目標年次とし、必要に応じて見直しを行うものとします。

序 章 立地適正化計画とは

5 上位・関連計画

5-1 糸魚川都市計画区域マスタープラン【平成29年3月：新潟県策定】

立地適正化計画を含む糸魚川市都市計画マスタープランの上位計画となる糸魚川都市計画区域マスタープランでは、以下のとおり「都市計画の目標」、「区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針」、「主要な都市計画の決定の方針」を定めています。

(1) 都市計画の目標

□ 都市計画区域の都市づくりの目標 □

地域の状況を踏まえ、都市計画区域では、都市づくりの目標を次のとおり定める。

- 都市機能^{*}の誘導と広域交通ネットワークを活かした交流の促進
- 特徴的な自然環境の保全と活用
- 災害に対して安全・安心に暮らせる都市

(2) 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

本都市計画区域は区域区分を定めない。

本都市計画区域は、これまで区域区分を定めておらず、かつ今後著しい人口増加などに伴う市街地拡大の可能性が低い。このため、区域区分を行う必要性が低いことから区域区分を定めない。

(3) 主要な都市計画の決定の方針

□ 市街地の土地利用の方針／基本方針 □

本都市計画区域では、都市機能や生活利便性の維持・向上を図るため、今後は、無秩序な市街地の拡大は抑制し、防災面や環境面にも配慮した計画的な土地利用を行う。また、道路、下水道、河川、公園などの既存の都市施設、空き家や空き地などを有効に活用するとともに、公共公益施設等の再編を行うなど、市街地の規模や役割に応じた効率的な土地利用を図る。

さらに、立地適正化計画制度の活用による商業、医療、福祉などの都市機能や居住の誘導と公共交通の効果的な連携により、移動しやすく環境負荷の少ない都市構造の形成に資する土地利用を行い、コンパクトな都市づくりを目指す。

□ 白地地域の土地利用の方針／基本方針 □

白地地域（用途地域の指定のない地域）では、次の方針により良好な環境の形成または保全を図る。

- 守るべき自然環境や農地を保全し、継承する
- 良好な集落環境の維持及び形成を図る
- 地域特性に応じた計画的な土地利用により土地の有効利用を図る



資料：糸魚川都市計画区域マスタープラン

図 都市構造図 (糸魚川都市計画区域)

序 章 立地適正化計画とは

5-2 第2次糸魚川市総合計画【平成29年12月：糸魚川市改訂】

本市は、平成28年12月に、合併10年間を総括し、その後の社会経済環境の変化や本市が抱える課題に的確に対応するとともに、魅力あふれる30年先も持続可能なまちづくりに向けた、今後7年間の行政運営の基本指針として、「第2次糸魚川市総合計画」を策定しました。その後、平成28年12月に発生した駅北大火の教訓を踏まえた安全・安心なまちづくり、被災地域を含めた中心市街地の早期再生に向けた基本方針を定めることとして、平成29年12月に改訂を行っています。総合計画では、「基本構想」及び「基本計画」について定めています。

(1) まちづくりの目標

□ 目標とする都市像 □

みどり
翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち

(都市像に込めた想い)

私たちが住むこの地域は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源と地域特性を持っています。

過去から現在へと、本市の発展は、“地域資源”と“交流”を基調とし、人々は、英知と創意工夫によって、この地域資源を生かし、地域の文化を育みながら“ひと”、“もの”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

地域の資源を更に磨き、自然の恵みと人情が豊かな糸魚川らしい翠の文化を高めながら、市民のいきいきとした活動と交流により、産業や教育、地域づくりなど、まちづくりのあらゆる分野で、活力のある美しい「翠の交流都市」を目指します。

(2) 30年先も持続可能なまちづくりに向けて

本市の人口は、昭和30年には既に減少を始めており、以来減少の一途をたどっています。

昭和30年の国勢調査人口は77,878人でしたが、平成27年調査で44,162人となり、33,716人、43.3%の減少となっています。

人口減少は、「静かなる危機」と呼ばれるように、日々の生活において実感するのは困難ですが、地域経済の規模縮小や生活基盤の悪化は徐々に進行し、将来的には市民生活や経済活動に大きな影響を与えるおそれがあります。

持続可能なまちづくりを進めていくため、市民や地域、事業者等と行政が共に考え、共に行動する協働の取組を基本に、「人口減少対策」と「人口減少社会に対応したまちづくり」を第2次糸魚川市総合計画の重点課題として取り組む必要があります。

- 人口減少対策の推進
- 人口減少社会に対応したまちづくり

(3) 施策の大綱



資料：第2次糸魚川市総合計画

序 章 立地適正化計画とは

5-3 糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、総合戦略

本市は、平成27年10月に、人口の現状と将来の展望を提示する「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、今後5年間で戦略的に取り組む人口減少対策事業を盛り込んだ「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。その後、平成30年3月に、国立社会保障・人口問題研究所から「日本の地域別将来推計人口」が公表されたことを受け、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を平成30年11月に改訂を行っています。また、市民や事業者などとの協働の取り組みを推進するため、「糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成29年4月に改訂を行っています。

(1) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン【平成30年11月：糸魚川市改訂】

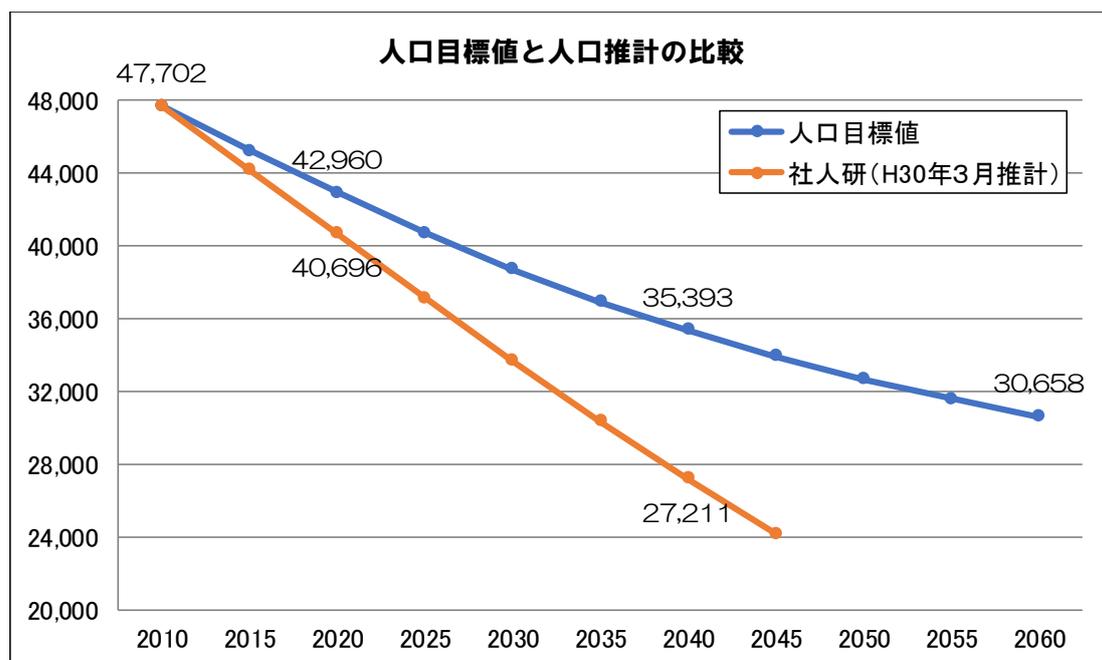
□ 人口減少対策の方向性／5つの基本的視点 □

- 移住の促進 ～求める人財（ひと）獲得を目指して～
- Uターンの促進 ～ふるさと回帰に向けて～
- 定住の促進 ～住み続けたいまちを目指して～
- 出生数の増加と健康寿命の延伸 ～みんな元気なまちづくりに向けて～
- 交流人口の拡大 ～魅力と活気あふれるまちに向けて～

□ 当市人口の将来展望 □

将来人口推計	平成32年	平成52年	平成72年
人口目標値	42,960人	35,393人	30,658人
社人研（H30年3月推計）	40,696人	27,211人	—

注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成30年11月）』に基づき作成。



注：『糸魚川市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（平成30年11月）』に基づき作成。

図 目標値による将来推計人口比較

(2) 糸魚川市まち・ひと・しごと創生総合戦略【平成29年4月：糸魚川市改訂】

□ 総合戦略の基本目標 □

- | | |
|-----|------------------------|
| I | (か) 稼げる資源循環のまちづくり |
| II | (ち) 地域を担う人財が集うまちづくり |
| III | (ゆ) 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり |
| IV | (く) 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり |

□ “勝ち行く” まちに向けた戦略のポイント □

- | | | |
|-----|--------------------|--|
| I | 稼げる資源循環のまちづくり | <ul style="list-style-type: none">・なりわいパートナー創出事業・水産資源活用産学官連携推進事業・ビジネスチャレンジ支援事業・ワーク・ライフ・バランス推進事業・北アルプス日本海広域観光連携事業・海と山の魅力アップ推進事業・ジオパーク広域連携体験教育旅行誘致事業 |
| II | 地域を担う人財が集うまちづくり | <ul style="list-style-type: none">・糸魚川ジオパーク匠の里創生事業・シティプロモーション推進事業・Uターン修学資金返済支援事業・Uターン促進賃貸住宅家賃補助事業・子ども一貫教育推進事業・魅力ある高校づくり支援事業 |
| III | 夢を叶えて若者や女性が輝くまちづくり | <ul style="list-style-type: none">・縁結びハッピーコーディネート事業・妊娠アシスト事業・子ども医療費助成事業・保育料軽減事業・子ども誕生お祝い事業・早寝、早起き、おいしい朝ごはん事業・病児保育事業 |
| IV | 暮らしやすさで安心・元気なまちづくり | <ul style="list-style-type: none">・地域づくり活動支援事業・地域リーダー育成事業・高齢者の社会参加促進に関する事業・健康診査受診促進事業 |

序 章 立地適正化計画とは

5-4 糸魚川市都市計画マスタープラン【平成31年3月：糸魚川市策定】

本市は、おおむね20年後を展望しつつ、本市の諸課題を市民と行政との協働作業によって解決し、後世に誇れる都市・地域づくりを实践するための指針となる「糸魚川市都市計画マスタープラン」を策定しています。

(1) 都市づくりの理念

□ 都市づくりの基本理念 □

豊かな自然に包まれた、市民が安全に安心して暮らせる

みどり
翠の交流都市づくり

糸魚川市は、日本の東西文化の境界に位置し、豊かな自然、翡翠など、「翠」に象徴される地域固有の資源・特徴を有しています。

本市は、この地域資源・特徴を活かし、地域の文化を育みながら“人”、“モノ”、“情報”の交流を通して個性あるまちづくりを進めてきました。

その一方で、本市においては人口減少や少子高齢化が深刻化するとともに、人口減少などに伴う空き家などの増加、公共施設やインフラ*の老朽化などによって都市の安全性などが低下しています。また、近年では、甚大な被害をもたらす大規模な地震や津波、記録的な豪雨や土砂災害などの自然災害が発生しており、様々な災害を想定した防災対策の強化などが必要となっています。

そこで、本市においては、地域資源・特徴を更に磨き上げ、自然の恵みと人情豊かな糸魚川らしい翠の文化を継承するとともに、豊かな自然に包まれながら都市機能*を集約したコンパクトシティを形成していくことにより、豊かな自然との調和や生活利便性の向上など、中心市街地や集落地における生活拠点としての魅力を高め、人々の交流とにぎわいを創出し、都市活力の維持・向上を目指します。

加えて、様々な自然災害に備えた防災対策を充実するとともに、老朽化が進む公共施設やインフラの長寿命化、適切な管理などにより、市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進します。

(2) 都市づくりの目標

- 目標1 豊かな自然に包まれた集約型都市*を目指したまちづくり
- 目標2 市民が安全に安心して暮らし続けることができるまちづくり
- 目標3 翠の文化を未来へ繋ぐ交流と協働によるまちづくり

(3) 将来都市構造

- ゾーン
 - 既成市街地*ゾーン：糸魚川市の用途地域が指定されているエリア。
 - 農地・集落ゾーン：既成市街地周辺の農地及び主要集落。
 - 山間地・集落ゾーン：既成市街地を取り囲む山間地や、山間部に点在する集落。
- 軸
 - 都市間十字型連携軸*：他都市との広域的な連携を担うJR北陸新幹線、えちごトキめき鉄道日本海ひすいライン、JR大糸線、北陸自動車道、国道8号、国道148号、地域高規格道路松本糸魚川連絡道路、姫川港。
 - 都市内連携軸*：糸魚川市内の地域連携を担う4流域2ルート（姫川、能生川、早川、海川の各河川兩岸の2ルート）、中央バイパス（広域農道など）、南バイパス（西頸城縦貫道路など）及び第2南バイパス（林道など）。
 - 海辺の軸：糸魚川市の海岸沿い。
 - 川辺の軸：糸魚川市の主要な河川である姫川、能生川、早川、海川、田海川、青海川沿い。
- 拠点
 - 中心商業・業務拠点：糸魚川地域の商業系用途地域が指定されているエリアを中心とした糸魚川駅周辺。
 - 生活拠点（市街地）：能生地域及び青海地域の商業系用途地域が指定されているエリア。
 - 流通・業務拠点：糸魚川地域の姫川港周辺。
 - 生産・開発拠点：工業系用途地域が指定され、工業施設等が集積する姫川の河口付近一帯など。
 - 生活拠点（農地・山間地）：集落地において、一定の生活サービス機能を有する一帯。

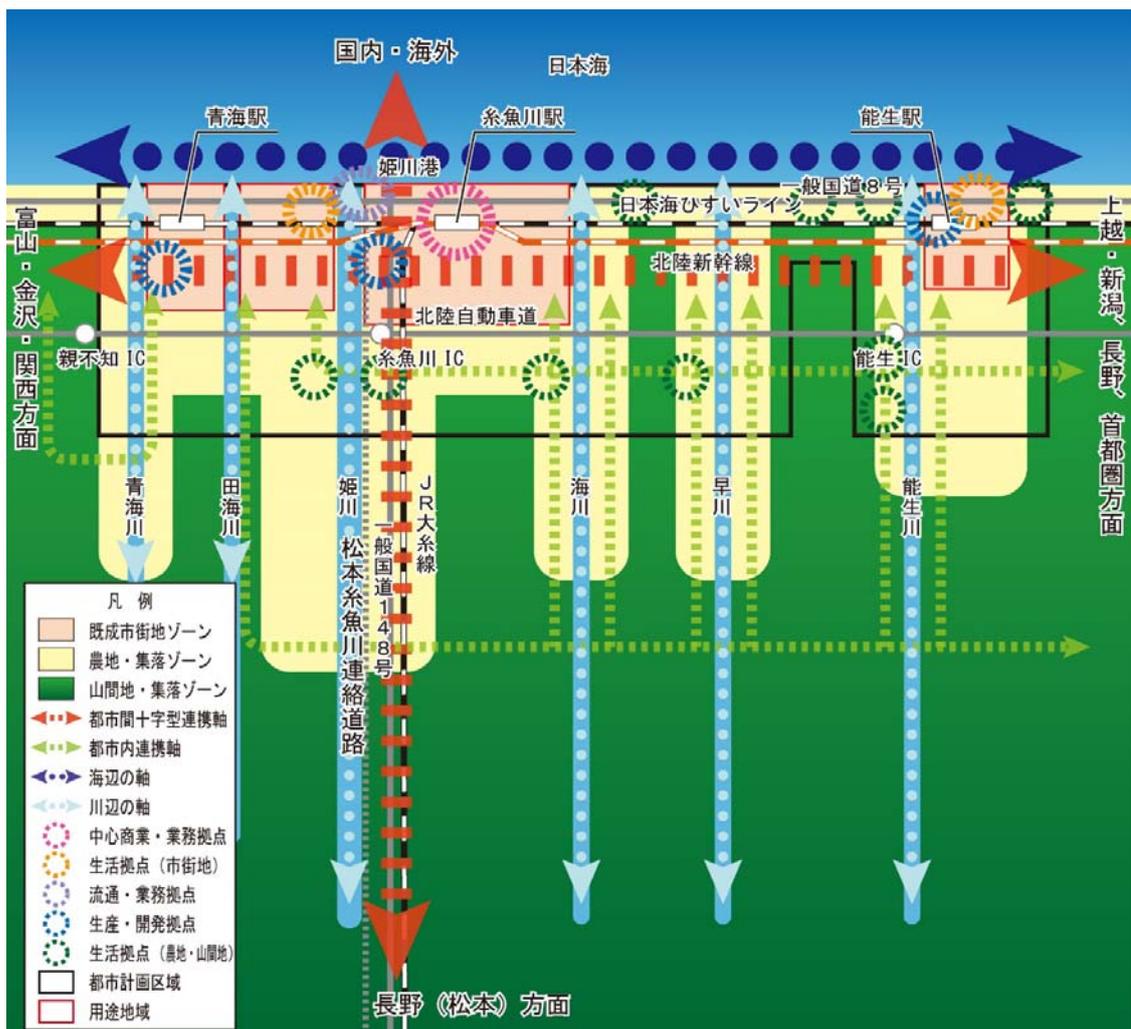


図 糸魚川市の将来都市構造